資料3

事　務　連　絡
平成１６年　３月３１日

各建設事務所建設第二課長
河川工事事務所工務課長　殿

河川課課長補佐(改修グループ)

道路橋の新築及び改築に伴う河川護岸(HWL 以下)の費用負担の考え方について(通知)

道路橋の新築及び改築に伴う費用負担については、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について S43.8.1（三局長通達)」に基づき実施しているところですが、護岸(HWL 以下)の費用について、河川費により全額負担している事例が見受けられたので、今後は下記に従ってください。

記

橋梁改築に際し、橋梁が質的に改良される場合、及び質的に改良されないものの橋梁を拡幅する場合には、必ず下記Ⅱ．１の「相互に関連する」に該当することから、河川改修に伴う河川護岸(HWL 以下)も費用負担の対象として下さい。

※なお、この内容については、道路建設課及び中部地方整備局の地域河川課、地域道路課、路政課にも確認済みです。

【参考】

[三局長通達抜粋]

Ⅰ．定義（抜粋）

３．橋梁の改築に要する費用には、本工事の他、準備工、護岸工、旧橋撤去、附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。

Ⅱ．逐条解説（抜粋）

１．相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

（１）質的に改良される場合は、現道幅分はそれぞれ１／２負担、拡幅分は道路負担。

（２）質的に改良されない場合は、現道幅分は河川負担、拡幅分は道路負担。

（３）取付道路の改築に要する費用は、１）の場合、現道幅分はそれぞれ１／２負担、拡幅分は道路負担、２）の場合、現道幅分は河川負担、拡幅分は道路負担。

担当　河川課改修グループ
電話　052-961-2111
内線　2728
e-mail　kasen@pref.aichi.lg.jp